

みどり市告示第 68 号

群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第 17 の付表の第 1 号に規定する区域の区分を次のように定める。

平成 28 年 4 月 1 日

みどり市長 石 原



群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第 17 の付表の第 1 号に規定する区域の区分の指定

群馬県的生活環境を保全する条例施行規則（平成 12 年群馬県規則第 109 号）別表第 17 の付表（以下「付表」という。）の第 1 号に規定する区域の区分を次のとおり指定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

区域の区分	指定地域
付表の第 1 号イに該当する区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定（平成 24 年みどり市告示第 65 号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域に該当する区域
付表の第 1 号ロに該当する区域	指定地域のうち、第 2 種区域に該当する区域
付表の第 1 号ハに該当する区域	指定地域のうち、第 3 種区域に該当する区域
付表の第 1 号ニに該当する区域	指定地域の第 4 種区域に該当する区域のうち、付表の第 1 号ニに規定する要件に該当する区域